



# あなたの夢を応援します！ 田村市奨学資金 (在学者対象)

経済的な理由で、高校や大学などへの修学が困難な方の奨学資金（在学者対象）の申し込みを受け付けます。

## 【共通事項】

- **申込期限**（※期限厳守） 7月3日（金）  
※奨学生願書などの様式は、市ホームページからダウンロードできるほか、教育総務課で配布します。
- **採用者数**  
どちらの奨学金も若干名 ※市奨学生審査会で決定します。
- **貸与・給与の期間**  
奨学生の在学する学校の正規の修業期間



## 貸与型奨学資金

- **対象者** 次の要件を全て満たす方
  - ①高等学校（県内の学校のみ）、専修学校、各種学校、高等専門学校、短期大学、大学に**在学中**であり、品行が正しく、学術に優れた方であること
  - ②中学校・高校における2年間の全履修教科で、学業成績（5段階評価）の評定を平均した値が、3.0以上であること
  - ③申請時に保護者が市に引き続き1年以上住所を有している方
  - ④経済的理由で修学が困難と認められる方
  - ⑤国、県、他の団体から同種の資金貸与または給与を受けていない方
  - ⑥過去に市奨学資金の貸与を受けたことがない方
  - ⑦市税等の滞納がない方

## ●貸与金額

修学先	区分	貸与金額
高等学校	自宅通学	月額 15,000円
	自宅外通学	月額 30,000円
専修学校 各種学校 高等専門学校 短期大学	自宅通学	月額 20,000円
	自宅外通学	月額 40,000円
大学	自宅通学	月額 30,000円
	自宅外通学	月額 50,000円

- **選考方法** 書類審査



## 給与型奨学資金

- **対象者** 次の要件を全て満たす方
  - ①大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校（4年生・5年生に限る）に**在学中**であり、品行が正しく、学術に優れた方であること
  - ②直近3年間の全履修教科について、学業成績（5段階評価）の評定を平均した値が、3.5以上である方
  - ③申請者および保護者が市に引き続き3年以上住所を有している方（申請者が市外に住所を移転し大学等に在籍している方は、大学等に入学するまでまたは入学の目的をもって住所を移転するまで引き続き3年以上市内に住所を有していた方）
  - ④経済的理由で修学が困難と認められる方（**非課税世帯であること**）  
※注意：進級時（毎年4月頃）に調査等を行います。非課税世帯と認められない場合、給付が廃止になります。
  - ⑤国、県、他の団体から同種の資金給与を受けていない方
  - ⑥市税等の滞納がない方

## ●給与金額

修学先	区分	給与金額
国公立の場合	自宅通学	月額 20,000円
	自宅外通学	月額 30,000円
私立の場合	自宅通学	月額 30,000円
	自宅外通学	月額 40,000円

- **選考方法**  
書類審査のほか、作文と面接による選考

問・申 教育部 教育総務課 ☎81-1213

## 情報公開制度の運用状況の公表

総務部 総務課  
☎81-2111

### 【7年度情報公開制度の運用状況】

■ **情報開示請求件数** 80件 ※6年度52件・5年度60件

### ■ 行政情報開示請求権者の区分

請求者の区分	人数
市の区域内に住所を有する者	3人
市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	30人
市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0人
実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者	26人
報道機関など（任意開示）	21人

### ■ 部局ごとの開示請求内訳

部局	件数	割合
総務部	7	8.8%
市民部	17	21.2%
保健福祉部	5	6.2%
産業部	10	12.5%
建設部	28	35.0%
教育部	3	3.8%
上下水道局	10	12.5%

### ■ 開示等決定の状況

決定区分	件数	割合
全部開示	59	73.8%
部分開示	20	25.0%
不開示	1	1.2%
取り下げ	0	0.0%

### ■ 部分開示の理由

理由	件数	割合
個人識別情報	7	31.8%
法人等情報	5	22.7%
審議・検討等情報	1	4.6%
事業遂行情報	9	40.9%

### ■ 審査請求の状況

実施機関の決定に対して、審査請求はありませんでした。

※複数の不開示理由（不存在を除く）がある場合は重複して計上しています。

## 住民基本台帳の閲覧状況の公表

市民部 市民課  
☎82-1112

住民基本台帳法に基づき、閲覧状況を公表します。住民基本台帳の閲覧は、国または地方公共団体の事業や世論調査、学術研究調査など、公共性の高い事業のため認められるものです。営利目的での閲覧はできません。

- **公表対象期間** 7年4月1日～8年3月31日
- **閲覧方法** 住民基本台帳の一部の写しの閲覧

### (1) 国または地方公共団体の機関の請求による閲覧（住民基本台帳法第11条第3項に基づく公表）

閲覧の年月日	国または地方公共団体の機関の名称	請求目的概要	閲覧に係る住民の範囲
10月28日 10月29日 11月5日	自衛隊福島地方協力本部	自衛官、自衛官候補生及び陸上自衛隊高等工科学校生徒に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため。	出生が平成20年4月2日～平成21年4月1日までの男子および女子、出生が平成23年4月2日～平成24年4月1日までの男子（日本人住民のみ）389件

### (2) 個人または法人の申出による閲覧（住民基本台帳法第11条の2第12項に基づく公表）

閲覧日	申出者の氏名 (法人の場合はその名称および代表者または管理人の氏名)	委託者	請求目的概要	閲覧に係る住民の範囲
4月10日	株式会社山手情報処理センター 代表取締役 村木 克巳	東京経済大学 コミュニケーション学部 教授 北村 智	「日本人の情報行動調査」の実施に必要な調査対象者を抽出するため。	田村市船引町船引北町通 13歳～79歳の男女23件
6月6日	株式会社スピードリサーチ 代表取締役 小林 教	福島県知事 内堀 雅雄	令和7年度福島県政世論調査対象者の住所等の把握のため。	都路町古道、船引町北鹿又 満15歳以上の男女45件
7月9日	一般社団法人 輿論科学協会 理事長 井田 潤治	総務省 大臣官房総括審議官 玉田 康人	「通信利用動向調査」における世帯対象調査の標本抽出のため。	船引町、滝根町、大越町、常葉町 20歳以上の世帯主172件
9月11日	株式会社 日本リサーチセンター 代表取締役社長 杉原 領治	公益財団法人 笹川スポーツ財団 理事長 渡邊 一利	「活動量計による身体活動・スポーツの実態把握調査2025」の対象者抽出のため。	船引町新館、船引町上移 20歳～79歳の男女30件
10月21日	株式会社 サーベイリサーチセンター 東北事務所 所長 千葉 記章	福島県知事 内堀 雅雄	福島県が実施する「令和7年度福島県骨粗鬆症健診実態調査」対象者抽出のため。	滝根町神保、常葉町西向、船引町 今泉 40歳以上70歳以下の女性41件